

# 森林環境譲与税の使途公表について

## 背景

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養、地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものです。

そのため、森林環境譲与税の原資となる森林環境税は、災害防止や地球温暖化防止等の公益的機能を有する森林を国民全体で支えるため、令和6年度から年1,000円課税されることとなります。

なお、環境譲与税については、令和元年4月から運用開始となっています。森林経営管理法に基づく新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林現場における諸課題に早期に対応するため令和元年度より譲与されています。

## 目的

令和元年度から譲与が開始された森林環境譲与税は、法令で使途が定められており、市町村は森林整備や担い手対策、木材利用の促進や普及啓発等に関する費用に充てることを目的に国から譲与されています。

## 使途の公表

市町村及び都道府県は、森林環境譲与税の使途等を公表しなければならないとされています。

〔関係法令（抜粋）〕

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第3項

市町村及び都道府県の長は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

## 譲与税の額

・令和3年度決算額 27,938千円（9月：13,990千円、3月：13,948千円）

〔譲与税については、毎年9月と3月の年2回で譲与されます。〕

## 平取町における使途

平取町においては、森林整備の促進を目的とする「平取町森林環境譲与税活用事業」及び木材利用の促進、木育の推進、普及啓発による住民の理解促進を図ることを目的とする「平取町木育推進事業（ウッドピリカ）」及び「木育教室」に活用しています。

また、今後の森林整備事業の増加に備えて「平取町森林環境譲与税基金条例」に基づき基金に積立てを行っています。

## 令和3年度 使途内容

事業名等	内 容	金額
平取町森林環境譲与税活用事業	民有林の森林整備事業に対する助成（間伐、枝打ち、付帯作業路）	申請実績なし
平取町木育推進事業 「ウッドトイふれあい事業」	乳幼児へ木製玩具等の記念品贈呈	265,760円
平取町木育推進事業 「木育広場事業」	木製遊具の製作及び各種事業での設置	297,000円
平取町木育推進事業 「木育教室事業」	木育教室の開催経費（材料費）	31,000円
平取町森林環境譲与税基金積立金	次期対策に向けた基金への積立	27,344,240円
合 計		27,938,000円

※決算の内容については、令和4年12月開催の平取町議会定例会で認定されています。

～お問い合わせ先～  
平取町役場 産業課林務係  
TEL：01457-2-2223